

地方自治法施行令等の一部を改正する政令(案)に対する意見募集の結果

別紙

No.	意見提出者	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	命令等へ反映の有無
1	個人	<p>・新地方自治法において、公金の収納事務は、私人に委託することができる公金の範囲の制限が緩和され、地方公共団体の長の判断で委託できるようになった。</p> <p>・多くの自治体においては、国の方針のもと決済手段のキャッシュレス化を進める中、収納代行業者へ収納事務委託を行っているが、資金決済法による制限で、コード決済できない債権がある。(貸付金の元利償還金、遅延損害金、生活保護費返還金など)</p> <p>・これらの自治体債権にかかるコード決済事業者への収納事務委託を可能とするよう、自治令の改正もしくは資金決済法の改正を行う対応が必要と考える。</p>	<p>「コード決済できない」という御指摘が具体的に何を意図しているのかが明らかではありませんが、地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方自治法施行令(昭和22年政令第16条)上、御指摘のような債権の種類に応じて決済手段を制限する規定はございません。なお、資金決済に関する法律(平成21年法律第59号)については、同法を所管する金融庁にお問い合わせください。</p>	無
2	個人	<p>提示されている資料が「概要」とのことなので、完全な政令案ではないためなのかもしれませんが、必要な事項が大きく欠落しています。</p> <p>2. 改正の概要(1)地方自治法施行令の一部改正 において、地方自治法施行令第158条の2を削り、2から5までにかかる規定の整備を行うとしているにも関わらず、2においては第158条に記載されていた使用料等についてのみ触れ、第158条の2に記載されていた地方税について全く触れていません。</p> <p>令和5年5月8日付け総行第191号・総行給第23号で総務大臣から通知された文書では、第五 その他(改正法の経過措置に関する事項等)で「一 改正前においては地方自治法施行令のほか、児童福祉法等の個別法の規定を根拠にして、収納に関する事務の私人への委託が行われてきたところであるが、本改正によりこれらの個別法の規定については廃止され、改正後においては地方自治法第243条の2の5第1項の規定を根拠として委託が行われるものとされたこと。」とあります。そうであれば、今回の政令案においては国民健康保険や介護保険といった個別法の廃止に関する事項も掲載されていなくてはなりません。</p> <p>単に「概要」には省略されているだけならよいのですが、誰も指摘せずに本施行されるとまずいので意見として提出いたします。</p>	<p>意見公募を実施しなかった部分のうち、行政手続法第4条第4項第4号に該当し、同法第6章の規定が適用されない部分(本政令案による改正前の地方自治法施行令第159条、第160条及び第165条の4から第165条の8まで並びに附則第7条の改正)以外の部分は、地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号。以下「改正法」という。)の制定に伴い、当然に必要な規定の整理を内容とする命令等を定めようとするもの又は法律の規定に基づき法令の規定の適用又は準用について必要な技術的読替えを定める命令等を定めようとするものであることから、行政手続法第39条第4項第6号又は第8号に該当するため、意見公募手続を実施しませんでした。</p> <p>その上で、本政令案による改正前の地方自治法施行令第158条の2においては、普通地方公共団体の長が収納の事務を委託することができる公金を列挙していましたが、改正法により、原則として全ての歳入等の収納に関する事務について、普通地方公共団体の長の判断で私人への委託が可能となったことから、同条は削ることとしたものです。</p> <p>また、御指摘の「改正前においては地方自治法施行令のほか、児童福祉法等の個別法の規定を根拠にして、収納に関する事務の私人への委託が行われてきたところであるが、本改正によりこれらの個別法の規定については廃止され、改正後においては地方自治法第243条の2の5第1項の規定を根拠として委託が行われるものとされたこと。」の記載のとおり、改正法により、収納事務の私人への委託に関する個別法上の根拠規定が廃止されております。なお、個別法上の根拠規定の廃止に伴い、本政令案において、当該規定に基づく各政令上の手続・監督等の関係規定を削除することとしております。</p>	無
3	匿名	<p>地方自治法施行令等の一部を改正する政令(案)の概要、2ページ目についての意見。</p> <p>今回の改正の背景には、総務省の、新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会の中間報告があると思いますが、その中では、見直しの基本的な考え方として、「地方公共団体の実務上の要望がある経費であって、私人に支出事務の委託をすることが支障のないものを地方自治法施行令第165条の3第1項に追加して規定することを基本としつつ、支出事務を委託することができる経費の拡大について、地方公共団体の実際の要請を踏まえた検討を進めることが適切である。」とあります。</p> <p>この研究会の第七回の資料3にある問題意識では、「新型コロナウイルス感染症対策としての各種給付金の給付」に関する社会的要請について言及されていますが、2.(1)4にある、新地方自治法第243条の2の6第1項に規定する政令で定めるもの、の記載を読むと、法改正の前後で対象となる経費は変わらないものと思われる。今回の改正後も感染症対策としての各種給付金のような給付は対象にならないということでしょうか。</p> <p>支出事務を委託することができる経費の拡大について、改正案では、研究会の中間報告を踏まえた検討が行われたのか分からないため、地方公共団体からの実務上の要望や要請があったのか、それを踏まえてどのように検討されたのか、また、今後どのように検討されるのか明らかにしていただきたいです。</p>	<p>本政令案においては、私人(指定公金事務取扱者)に支出事務を委託することができる経費を変更することとはしていません。</p> <p>御指摘の当該経費の拡大については、令和4年の地方分権改革に関する提案募集における地方公共団体の提案等も踏まえつつ、その可否も含めて必要な検討を行ってまいります。</p>	無

【意見提出 3件】